

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程

〔平成 18 年 4 月 1 日
制 定〕

平成 19 年 3 月 30 日改正

平成 19 年 11 月 30 日改正

平成 20 年 4 月 1 日改正

平成 21 年 6 月 1 日改正

平成 21 年 11 月 30 日改正

平成 22 年 4 月 1 日改正

平成 22 年 6 月 30 日改正

平成 22 年 12 月 1 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改正

平成 26 年 1 月 1 日改正

平成 26 年 12 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 28 年 3 月 1 日改正

平成 28 年 4 月 1 日改正

平成 28 年 12 月 1 日改正

平成 29 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 1 月 1 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

平成 31 年 1 月 1 日改正

令和元年 12 月 1 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 12 月 1 日改正

令和 4 年 4 月 1 日改正

令和 4 年 12 月 1 日改正

令和 5 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 12 月 1 日改正

令和 7 年 2 月 1 日改正

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）就業規則（平成18年4月1日制定。以下「就業規則」という。）第51条の規定に基づき同規則が適用される職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与に関しては、この規則の定めるところによるほか、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるところによるものとする。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に掲げる区分により支給する。

- 一 基本給は、俸給とする。
- 二 諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給日)

第4条 俸給、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、その月の月額的全額をその月の17日（以下この項において「支給定日」という。）に、超過勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月の支給定日に支給する。ただし、支給定日が独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第4条に定める休日に当たるときは、次の各号に定める日に支給する。

- 一 支給定日が日曜日に当たるとき 支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは支給定日の翌日）
 - 二 支給定日が土曜日に当たるとき 支給定日の前日
 - 三 支給定日が前2号に掲げる休日以外の休日に当たるとき 支給定日の翌日
- 2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日（以下この項並びに第21条及び第22条において、これらの日を「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(俸給の決定)

第5条 職員の受ける俸給は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、俸給表において定める級及び号俸により決定する。

- 2 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。
- 一 一般職俸給表（別表第1）
 - 二 研究職俸給表（別表第2）
 - 三 医療・技術職俸給表（一）（別表第3）
 - 四 医療・技術職俸給表（二）（別表第4）
- 3 各俸給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。

(新たに職員となった者の俸給)

第6条 新たに職員となった者の俸給は、その者の試験、学歴、免許、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(昇格)

第7条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させる場合、その者の号俸については、別に定めるところによるものとする。

(降格)

第7条の2 就業規則又は独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員の管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する規程（令和5年4月1日制定。以下「管理監督職上限年齢規程」という。）の定めるところにより職員が降任した場合は、当該職員を下位の級に降格させることができる。

2 職員を降格させる場合、その者の号俸については、別に定めるところによるものとする。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前の直近の人事評価の能力評価及び業績評価の全体評語（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員人事評価の実施に関する規程第11条に規定する全体評語。以下「全体評語」という。）がある職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、評価終了日の翌日から昇給を行う日の前日までの間におけるその者の勤務成績を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数は4号俸とすることを、次の各号に定める職員にあつては3号俸とすることを標準として、別に定める基準に従い決定するものとする。

一 一般職俸給表の適用を受ける職員で、その職務の級が7級以上であるもの

二 研究職俸給表の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上であるもの

3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、標準とする号俸数を0号俸とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 第1項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は別に定める。

(特別の場合の昇給)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、理事長は、特に考慮すべき事由があると認めるときには、前条第2項の規定による昇給をさせることができる。

2 前項の昇給の実施に関し必要な事項は別に定める。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員（以下「一般職9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60才以上の父母及び祖父母

五 満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する者として別に定める職員（以下「一般職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはそ

の職員が一般職 9 級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、一般職 9 級以上職員等以外の職員から一般職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項のただし書きの規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 5 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るものがある一般職 9 級以上職員等が一般職 9 級以上職員等以外の職員となった場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るものがある一般職 8 級職員等が一般職 8 級職員等及び一般職 9 級以上職員等以外の職員となった場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職 9 級以上職員等以外のものが一般職 9 級以上職員等となった場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第 5 項の規定による届出に係るものがある職員で一般職 8 級職員等及び一般職 9 級以上職員等以外のものが一般職 8 級職員等となった場合
- 七 職員の扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（管理職手当）

第 11 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち次に掲げる職員に支給する。

- 一 部長及びセンター長並びに上席総括研究員

二 総括研究員及び課長（別に定める者に限る。）

三 総括研究員、主任研究員及び課長並びに独立行政法人国立特別支援教育総合研究所組織規則（平成16年3月30日制定。以下この項において「組織規則」という。）第14条第1項に定める室長（別に定める者に限る。）

四 組織規則第14条第1項に定める室長

2 管理職手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分、適用される俸給表及び職務の級に応じて、別表第5に掲げる額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 I種

二 前項第2号に掲げる職員 II種

三 前項第3号に掲げる職員 III種

四 前項第4号に掲げる職員 IV種

3 第1項に規定する職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の管理職手当の全額を支給する。ただし、第1項に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第21条第1項の場合及び業務上の災害又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。

4 第18条の規定は、第1項に規定する職員には適用しない。ただし、深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務）における場合については除くものとする。

（地域手当）

第12条 地域手当は、別表第5の2に掲げる地域に所在する事務所に勤務する職員に支給する。

2 地域手当の月額、俸給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、別表第5の2の支給地域欄に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 別表第5の2に掲げる地域に勤務する職員がその勤務する地域を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると理事長が認める場合に限る。）において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合（別表第5の2に掲げる割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合（別表第5の2に掲げる割合をいう。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時又は当該異動の直後に在勤する地域が別表第5の2に掲げる地域に該当しないこととなる時は、当該職員には、前項の規定にかかわらず当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動後の支給割合）以下となる時は、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。））、俸給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支

給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）

異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

- 4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）が適用される職員（以下「給与法適用職員」という。）、特別職に属する国家公務員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員、地方公務員、又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であった者が、引き続き職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められたときは、当該職員には、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。その際、当該在勤することとなった日の前日に係る前項中「別表第5の2に掲げる地域」及び「地域手当の支給割合」は、それぞれ当該採用前の機関で支給を受けていた給与法における地域手当に相当する手当の例によるものとする。

（初任給調整手当）

第13条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額51,600円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日（採用後別に定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国から貸与された宿舍に居住している職員その他別に定める職員を除く。）

二 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国等から貸与された宿舍その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を

控除した額

- ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）に11,000円を加算した額
- 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）。

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）にあつては、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）にあつては、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあつては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。
 - イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
 - ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
 - ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
 - ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
 - ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
 - ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 21,600 円

リ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 24,400 円

ヌ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 26,200 円

ル 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 28,000 円

ヲ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 29,800 円

ワ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,600 円

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担しかつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）にあっては、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。ただし、自動車等の使用距離が 2 キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の月額、第 1 号に定める額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。

2 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別利用料金等の額の 2 分の 1 に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額」という。）が 20,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額の合計額が 20,000 円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000 円に当該支給単位期

間の月数を乗じて得た額。)

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 3 前項の規定は、給与法適用職員等であった者から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

- 第16条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
 - 3 給与法適用職員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して理事長が認める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると理事

長が認める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(給与の減額)

- 第17条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第4条に規定する休日（同規程第5条第1項の規定により休日が別に定められた場合は、当該休日に代わる別に定められた休日とし、同規程第6条第1項の規定により休日が振り替えられた場合は、当該休日が振り替えられた日とする。第20条において同じ。）である場合、休暇による場合、就業の禁止による場合、その他その勤務をしないことにつき特に承認のあった場合、就業規則第43条及び第45条から第49条までの規定により勤務しない場合を除き、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が一の負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（生理日の就業が著しく困難な場合及び業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）にかかる療養のため、又は疾病にかかる就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、俸給の半額を減ずる。
- 3 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、俸給の半額を減ずる。
- 4 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。
- 5 職員が勤務時間規程第10条の規定により無給となる代休の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(超過勤務手当)

- 第18条 勤務時間規程第4条第3項に規定する所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 一 所定の勤務日における勤務 100分の125
 - 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 2 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所継続雇用職員の就業に関する規程（平成18年4月1日制定）第3条第1項第2号による継続雇用短時間勤務職員が、所定の勤務日において、所定の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の

勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。

- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

- 第19条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の合計額を当該年度における一ヶ月平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

- 第20条 第11条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第4条に基づく休日（次項において「休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、当該職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）
 - 二 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（期末手当）

- 第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程（以下「給与規程」という。）附則（平成18年4月1日施行。以下「平成18年施行附則」という。）第11項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の支給定日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職若しくは失職した場合（第4項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は失職した職員にあっては、退職し、又

は失職した日現在。平成18年施行附則第11項第3号において同じ。)において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(別表第6に定める職員にあっては、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(別表第7に定める職員にあっては、その額に俸給月額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額。)を合計額に加算する。以下次条第2項において同じ。)に100分の125(一般職俸給表7級以上及び研究職俸給表5級以上の職員で管理職手当の区分がI種の者(以下「特定幹部職員」という。)にあっては100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。

3 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所継続雇用職員の就業に関する規程第3条第1項に規定する継続雇用職員(以下「継続雇用職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず期末手当は支給しない。

一 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者(就業規則第23条第1号及び同条第3号から第6号により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けてない職員をいう。)

ロ 刑事休職者(就業規則第23条第2号の規定により休職にされている職員をいう。)

ハ 停職者(就業規則第69条第3号の規定により停職にされている職員をいう。)

ニ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員の育児休業及び介護休業等に関する規程(平成18年4月1日制定。以下「育児休業等規程」という。)により育児休業又は介護休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員

ホ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員の自己啓発等休業に関する規程(平成20年4月1日制定)による自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)をしている職員

二 基準日前1月以内に退職し、又は失職した職員のうち、次に掲げる職員

イ 就業規則第69条第4号により懲戒解雇された場合

ロ 退職又は失職した日において前号に該当する職員であった場合

ハ 職員が引き続き給与法適用職員等となるために退職した場合(当該機関等が同様の手当の支給において、研究所の職員在職期間を通算することとしている場合に限る。)

三 前2号に規定する以外で次に掲げる職員

イ 基準日から当該基準日に対応する支給定日の前日までの間に就業規則第69条第4号により懲戒解雇された場合

ロ 基準日から当該基準日に対応する支給定日の前日までの間に就業規則第18条により当然解雇された場合

ハ 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給定日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)でその退職した日から当該支給定日前日までの

間に禁固以上の刑に処せられた場合

ニ 次項により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた者

5 支給定日に期末手当を支給されることとなっていた職員で当該支給定日の前日までに退職した者が、退職した日から当該支給定日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に定める略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

二 逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき、その者に犯罪があると思料するに至った場合

6 前5項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び平成18年施行附則第11項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前における直近の人事評価の業績評価及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の支給定日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職若しくは失職した場合（前条第4項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在（退職し、又は失職した職員にあっては、退職し、又は失職した日現在。以下この項及び平成18年施行附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（以下この条において「勤勉手当基礎額」という。）を基礎として、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の総額は、その者の所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 継続雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の105」とあるのは「100分の50」と、「100分の125」とあるのは「100分の60」とする。

4 前条第4項の規定は、同項第1号中イ及びロを「休職にされている者（第23条第1項の休職者を除く。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

5 前条第5項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

6 前5項に定めるもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（休職者等の給与）

第23条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合には、その休職又は病気休暇の期間中、給与の全額（労基法第76条による休

業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職にされたときは、その休職の期間が満1年（結核性疾患にあつては満2年）に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が就業規則第23条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第23条第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内（第1項に規定するものと認められるときには給与の全額）を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第23条第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 6 休職者の給与については、第1項から前項に定める給与の他はいかなる給与も支給しない。

（育児休業者等の給与）

第24条 育児休業等規程により育児休業等をする職員の給与については次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業及び介護休業（以下「育児休業等」という。）をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児休業等をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
 - イ 第21条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間内において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある職員
 - ロ 第22条第1項に規定するそれぞれの基準日前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員
- 三 前号イの「これに相当する期間」とは、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
 - イ 就業規則第69条第3号による停職
 - ロ 非常勤職員であった期間（勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様であった場合を除く。）
- 四 育児休業等をしていた職員が職務に復帰した場合には、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。
- 五 職員が部分休業（育児休業等規程第19条に規定する育児部分休業及び同規程第19条の2に規定する介護部分休業をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない

- 1 時間につき、第 19 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 育児休業等規程による育児短時間勤務をする職員に対する本規程の適用について、本規程に定めるもののうち、俸給、管理職手当、初任給調整手当及び超過勤務手当の取り扱いに関しては、別に定めるところによる。

(自己啓発等休業者の給与)

第 24 条の 2 自己啓発等休業をしている職員には給与を支給しない。

- 2 自己啓発等休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

(任期付職員の給与)

第 24 条の 3 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所任期付職員の就業等に関する規程（平成 20 年 4 月 1 日制定）による任期付職員に対する本規程の適用については、同規程に定めるところによる。

(復職時の調整)

第 25 条 第 24 条第 1 項第 4 号及び第 24 条の 2 第 2 項に定めるほか、休職していた職員が職務に復帰した場合は、別に定めるところにより、その号俸を調整することができる。

(日割計算)

第 26 条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給等により、俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 職員が退職し、又は失職した場合には、その日までの俸給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。
- 4 第 1 項又は第 2 項の規定により、俸給を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
- 5 前 4 項の規定は、第 11 条に規定する管理職手当及び第 12 条に規定する地域手当の支給について準用する。

(端数計算)

第 27 条 第 18 条第 1 項に規定する超過勤務 1 時間当たりの超過勤務手当の額及び第 19 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に 50 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第 28 条 この規程により計算した確定金額（前条に規定されるものを除く。）に 1 円未満の端

数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の支払)

第29条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労基法第24条に基づく労使協定により、職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、職員から申出があった場合においては、労使協定により、別に定める基準に基づき、その者に対する給与の全部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

(人事交流での出向による職員の給与の調整)

第30条 人事交流による国立大学法人等からの出向者の給与について、理事長は、当該出向直前に当人が受けていた給与を勘案し、理事長が必要と認める範囲内において調整を行うことができる。

- 2 前項の実施に関して必要な事項は別に定める。
- 3 第1項に定める調整は、当該調整を受ける職員が、人事交流による出向者でなくなった場合には適用しない。

(実施に関し必要な事項)

第31条 この規程及び関係細則等に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、給与法適用職員の例により理事長が決定する。

(この規程により難い場合の措置)

第32条 特別の事情によりこの規程によることのできない場合又はこの規程によることが著しく不適切であると理事長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、当該の職員について、そのいずれの級となるかは理事長が決定する。

(号俸の切替え)

- 3 切替日の前日において改正前の規程における俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び第6項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその職員が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその職員が旧号俸

を受けていた期間（理事長が別に定めるところにより当該期間を決定する職員にあっては、その期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とし、前項後段の規定により新級を決定される職員の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める。

（職務の級における最高の号俸を超える号俸の切替え）

- 4 切替日の前日において、職務の級における最高の号俸を超える号俸を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額、給与法適用職員の例により理事長が決定する。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるところによりこれに準ずるものとした職員の新号俸については、その職員が切替日において職務の級の異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長は別に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 6 この附則第3項から前項までの規定の適用については、職員の属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

- 7 次の各号に定める職員について、切替日（第3号において切替日以降も含む。）において、その者の受ける俸給月額が切替日の前日に受けていた俸給月額（第2号及び第3号において、切替日の前日に受けていたものとみなされる俸給月額も含む。平成21年12月1日において第4号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に同号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる場合には、平成26年3月31日までの間、別に定めるところにより、その差額に相当する額（この附則第11項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

一 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員

二 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前号に規定する職員を除く。）について、同号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合。

三 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して第一号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合

四 平成21年12月1日施行附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1

- 8 前項の規定による俸給を支給される職員に関する、第11条第2項、第21条第2項及び第22条第2項の規定の適用については、各条文中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程（平成18年4月1日施行）附則第7項

の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における昇給に関する特例)

9 平成22年3月31日までの間における第8条第2項で規定する昇給の号俸数の適用については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 平成19年1月1日における昇給 別に定めるところによる
- 二 前号に定める昇給日以外における昇給 次の表の第1欄に掲げる字句を、それぞれ同表の第2欄に掲げる字句に読み替える。

	第1欄	第2欄
第8条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第8条第3項	2号俸	1号俸

(地域手当に係る経過措置)

10 第12条に規定する地域手当に関する経過措置については別に定める。

(55歳を超える職員の給与の抑制措置)

11 平成30年3月31日までの間、特定職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額を減ずる。

- 一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第17条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の適用により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸俸給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下前項及びこの項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下前項及びこの項において「俸給月額減額基礎額」という。））

- 二 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

- 三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額（第21条第2項に規定する別表第6の適用を受ける職員にあっては当該合計額に同表に掲げる割合を乗じて得た額（第21条第2項に規定する

別表第7の適用を受ける管理又は監督の地位にある職員（以下この号及び次号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に俸給月額に同表に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第21条第2項別表第8以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項別表第8に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第21条第2項に規定する別表第6の適用を受ける職員にあっては当該合計額に同表に掲げる割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に俸給月額に同表に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第21条第2項別表第8以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項別表第8に定める割合を乗じて得た額）

四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額（第22条第2項において同じとした第21条第2項に規定する別表第6の適用を受ける職員にあっては当該合計額に同表に掲げる割合を乗じて得た額（第22条第2項において同じとした管理監督職員にあっては、その額に俸給月額に同表に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。この項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第22条第2項において同じとした第21条第2項に規定する別表第6の適用を受ける職員にあっては当該合計額に同表に掲げる割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に別表第7に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。この項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条第2項に規定する割合を乗じて得た額）

五 第23条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 第23条第1項 前各号に定める額
- ロ 第23条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 第23条第3項 第1号及び第2号に定める額に同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第23条第4項及び第5項 第1号から第3号までに定める額に同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

俸給表	職務の級
-----	------

一般職俸給表	6 級
研究職俸給表	5 級

- 1 2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は別に定める。
- 1 3 この附則第 1 1 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 1 7 条及び第 1 8 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 1 9 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額を当該年度における 1 ヶ月平均所定勤務時間数で除して得た額に 1 0 0 分の 1. 5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額を当該年度における一ヶ月平均所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 1 4 この附則第 1 1 項が適用される間、第 2 2 条第 2 項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員でこの附則第 8 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1. 2 7 5（特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 1. 5 7 5）、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1. 4 2 5（特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 1. 7 2 5）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6 月に支給するときは 1 0 0 分の 8 5（特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 1 0 5）、1 2 月に支給するときは 1 0 0 分の 9 5（特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 1 1 5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則

この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日から施行し、この規程による改正後の職員給与規程の規定は、第 2 2 条第 2 項の規定を除き平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。
（平成 1 9 年 4 月 1 日から施行の日までの間における異動者の号俸）
- 2 平成 1 9 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、この規程による改正前の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長が定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が決定するところによる。
（施行日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間における異動者の号俸の調整）
- 3 施行日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸

に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、理事長は、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認める限度において、給与法適用職員の例により、必要な調整を行うことができる。

附 則

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成２１年１２月１日から施行する。
(平成２１年１２月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成２１年１２月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程第２１条第２項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成２１年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年４月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程第１６条第２項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に１００分の０．２４を乗じて得た額に、同月から平成２１年１１月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	１級	１号俸から５６号俸まで
	２級	１号俸から２４号俸まで
	３級	１号俸から８号俸まで
研究職俸給表	１級	１号俸から５６号俸まで
	２級	１号俸から３２号俸まで

医療・技術職俸給表（一）	1 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
医療・技術職俸給表（二）	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 4 0 号俸まで
	3 級	1 号俸から 1 6 号俸まで

二 平成 2 1 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0 . 2 4 を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 2 年 6 月 3 0 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から施行する。
（平成 2 2 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成 2 2 年 1 2 月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程第 2 1 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成 2 2 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 1 2 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の平成 1 8 年施行附則第 1 1 項の規定が施行されていたとした場合においても同項の適用を受けず、かつ、同附則第 7 項の規定の適用を受けない職員に限る。）以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成 2 2 年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員給与規程第 1 6 条第 2 項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に 1 0 0 分の 0 . 2 8 を乗じて得た額に、同月から平成 2 2 年 1 1 月までの月数（同年 4 月 1 日から同年 1 1 月 3 0 日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定め

る期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

- 二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して別に定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28 を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から 4号俸まで
研究職俸給表	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から40号俸まで
	4級	1号俸から24号俸まで
	5級	1号俸から 4号俸まで
医療・技術職俸給表(一)	1級	1号俸から85号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から56号俸まで
医療・技術職俸給表(二)	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から80号俸まで
	3級	1号俸から56号俸まで

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の平成18年施行附則第11項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは平成22年12月1日と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

- 4 平成23年4月1日において43歳に満たない職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもののうち、平成22年1月1日においてこの規程第8条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

- 5 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員の育児休業及び介護休業等に関する規程第20条の2に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額、当該号俸に応じた額に、職員の育児短時間勤務に関する細則（平成20年4月1日制定）第3条第1項各号に定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行日）

- 第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整）

- 第2条 平成24年4月1日において平成18年施行附則第7項の改正後の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び任期付職員就業規程別表第一及び第二に掲げる俸給表の適用を受ける職員（以下この条において「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第8条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 2 平成25年4月1日において平成18年施行附則第7項の改正後の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 3 平成26年4月1日において平成18年施行附則第7項の改正後の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 4 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職員の育児休業及び介護休業等に関する規程第20条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、国家

公務員の例に準じる。

(職員給与の特例について)

第3条 職員の給与については、この規程に定めるもののほか、必要に応じ別に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第5条、第13条及び第15条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(平成27年1月1日における昇給に関する特例)

- 2 平成27年1月1日における第8条第2項で規定する昇給の号俸数の適用については、次の表の第1欄に定める字句をそれぞれ同表の第2欄に掲げる字句に読み替える。

	第1欄	第2欄
第8条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるところによりこれに準ずるものとした職員の切替日における号俸については、その職員が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長は別に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(平成18年施行附則第11項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員(継続雇用職員を除く。))のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項におい

て「特定職員」という。)にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

4 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

5 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(平成28年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)

6 この規程の施行の日から平成28年3月31日までの間は、改正後の給与規程第16条第2項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。ただし、改正後の第5条及び第13条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(平成27年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

2 平成27年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の80(特定幹部職員にあつては100分の100)」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の75(特定幹部職員にあつては、100分の95)、12月に支給する場合においては100分の85(特定幹部職員にあつては、100分の105)」とし、平成18年施行附則第14項の適用については、同項中「100分の1.2(特定幹部職員にあつては、100分の1.5)」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の1.125(特定幹部職員にあつては、100分の1.425)、12月に支給する場合においては100分の1.275(特定幹部職員にあつては、100分の1.575)」と、「100分の80(特定幹部職員にあつては、100分の100)」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の75(特定幹部職員にあつては、100分の95)、12月に支給する場合においては100分の85(特定幹部職員にあつては、100分の105)」とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、改正後の第5条及び第13条の

規定は、平成28年4月1日から適用する。

(平成28年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 2 平成28年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の85（特定幹部職員にあっては100分の105）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）、12月に支給する場合においては100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）」とし、平成18年施行附則第14項については、同項中「100分の1.275（特定幹部職員にあっては、100分の1.575）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の1.2（特定幹部職員にあっては、100分の1.5）、12月に支給する場合においては100分の1.35（特定幹部職員にあっては、100分の1.65）」と、「100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）、12月に支給する場合においては100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後給与規程第10条第1項ただし書及び同条第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後給与規程第10条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員（以下「一般職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第5項中「扶養親族（一般職9级以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9级以上職員等から一般職9级以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（一般職9级以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある

場合（扶養親族たる子又は第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職９級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）とあるのは

「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）」

と、第６項中「扶養親族（一般職９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職９級以上職員等から一般職９級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職９級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職９級以上職員等以外の職員から一般職９級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職９級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号若しくは第７号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第５項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第２号中「扶養親族（一般職９級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

２ 平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は、改正後給与規程第１０条第１項ただし書及び同条第７項第３号から第６号までの規定は適用せず、改正後給与規程第１０条第

3 項及び第 5 項から第 7 項までの規定の適用については、第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員（以下「一般職 8 級職員等」という。）にあっては、3, 5 0 0 円）、第 2 項第 2 号」とあるのは「、第 2 項第 2 号」と、第 5 項中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職 9 級以上職員等から一般職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（一般職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び一般職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第 6 項中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職 9 級以上職員等から一般職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職 9 級以上職員等以外の職員から一般職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第 7 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間は、改正後給与規程第 1 0 条第 1 項ただし書並びに同条第 7 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、改正後給与規程第 1 0 条第 3 項及び第 5 項から第 7 項までの規定の適用については、第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が 8 級」とあるのは「が 8 级以上」と、「一般職 8 級職員等」とあるのは「一般職 8 级以上職員等」と、「第 2 項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、第 5 項中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職 9 級以上職員等から一般職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（一般職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び一般職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第 6 項中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職 9 級以上職員等から一般職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に

係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職 9 級以上職員等以外の職員から一般職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第 7 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「一般職 8 級職員等が一般職 8 級職員等及び一般職 9 級以上職員等」とあるのは「一般職 8 級以上職員等が一般職 8 級以上職員等」と、同項第 6 号中「一般職 8 級職員等及び一般職 9 級以上職員等」とあるのは「一般職 8 級以上職員等」と、「が一般職 8 級職員等」とあるのは「が一般職 8 級以上職員等」とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 5 条、第 13 条及び平成 18 年施行附則第 14 項の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 29 年 6 月及び 12 月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第 2 条 平成 29 年 6 月及び 12 月に支給する勤勉手当に関する第 22 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 90（特定幹部職員にあつては 100 分の 110）」とあるのは「6 月に支給する場合においては 100 分の 85（特定幹部職員にあつては、100 分の 105）、12 月に支給する場合においては 100 分の 95（特定幹部職員にあつては、100 分の 115）」とする。

（平成 30 年 4 月 1 日における号俸の調整）

第 3 条 平成 30 年 4 月 1 日において 37 歳に満たない職員（同日において、任期付職員の就業等に関する規程別表第 1 若しくは別表第 2 に規定する俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成 27 年 1 月 1 日において職員給与規程第 8 条第 1 項の規定により昇給した職員（以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要であると認められるものとして別に定める職員の平成 30 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸上位の号俸とする。

2 職員の育児休業及び介護休業等に関する規程（平成 18 年 4 月 1 日制定）（以下この項において「育児介護規程」という。）第 20 条の 2 に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、育児介護規程第 20 条の 2 に規定する育児短時間勤務職員の俸給月額、当該号俸に応じた額に、職員の育児短時間勤務に関する細則（平成 20 年 4 月 1 日制定）第 3 条第 1 項各号に定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 18 年 4 月 1 日制定）第 3 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年1月1日から施行する。ただし、改正後の第5条及び第13条の規定は、平成30年4月1日から適用し、改正後の第21条第2項及び第22条第2項の規定は、平成30年11月30日から適用する。

(平成30年6月及び12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成30年6月及び12月に支給する期末手当に関する第21条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130（特定幹部職員にあっては100分の110）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の122.5（特定幹部職員にあっては、100分の102.5）、12月に支給する場合においては100分の137.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）」とする。

(平成30年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第3条 平成30年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）、12月に支給する場合においては100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和元年12月1日から施行する。ただし、改正後の第5条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(令和元年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第2条 令和元年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）、12月に支給する場合においては100分の97.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する特例措置)

第2条 施行の日の前日において改正前の給与規程第14条の規定により支給されていた住居手

当の月額が2,000円を超える職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の給与規程第14条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合は、当該相当する額を超えない範囲で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

一 第2条の規定による改正後の給与規程第14条各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から改正後の給与規程第14条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

（令和2年6月及び12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和2年6月及び12月に支給する期末手当に関する第21条第2項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第21条第2項（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所継続雇用職員の就業に関する規程第8条第4項の規定が適用される場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員（この規程の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 継続雇用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 特定幹部職員以外の職員 127.5分の15

ロ 特定幹部職員 107.5分の15

二 継続雇用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 特定幹部職員以外の職員 72.5分の10

ロ 特定幹部職員 62.5分の10

3 前項に定める規定の実施に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、給与法適用職員の例に準ずる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。ただし、改正後の第5条及び別表第1から別表第4までの規定は、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

2 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する第22条の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の47.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(俸給月額等に関する経過措置)

2 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳（研究職俸給表の適用を受ける職員（以下令和5年4月1日施行附則（以下「令和5年附則」という。）において「研究職員」という。）にあっては、63歳）に達した日後における最初の4月1日（以下令和5年附則第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第5条から第9条までの規定により当該職員の属する職務の級並びに当該職員が受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 継続雇用職員、任期付職員その他の研究所と期間の定めのある雇用契約を締結した職員

二 管理監督職上限年齢規程第5条第1項又は第2項の規定により同規程第2条第1項に規定する異動期間（同規程第5条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同規程第2条第1項に規定する管理監督職を占める職員

4 管理監督職上限年齢規程第3条に規定する他の職位への降任をされた職員であって、当該他の職位への降任をされた日（以下この項及び令和5年附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に令和5年附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が

異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、令和5年附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

- 5 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第5条から第9条までの規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第5条から第9条までの規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（令和5年附則第2項の適用を受ける職員に限り、同附則第4項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 7 令和5年附則第4項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の同附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、採用等の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 8 令和5年附則第4項又は前2項の規定による俸給を支給される職員に対する第21条第2項及び第22条第2項の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と給与規程附則（令和5年4月1日施行）第4項、第6項又は第7項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 9 令和5年附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第11条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。
- 10 前項の規定は、第11条第1項第1号に掲げる部長及びセンター長の職位を占める研究職員には、当該職位を占めている間、適用しない。
- 11 令和5年附則第2項から前項までに定めるもののほか、同附則第2項の規定による俸給月額、同附則第4項の規定による俸給その他同附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。ただし、改正後の第5条、第13条及び別表第1から別表第4までの規定は、令和5年4月1日から適用する。
（令和5年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和5年12月に支給する期末手当に関する第21条の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、同条第3項中「100分の68.75」とあるのは「100分の70」と、「100分の58.75」とあるのは「100分の60」とする。

(令和5年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 3 令和5年12月に支給する勤勉手当に関する第22条の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の48.75」とあるのは「100分の50」と、「100分の58.75」とあるのは「100分の60」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年2月1日から施行する。ただし、改正後の第13条及び別表第1から別表第4までの規定は、令和6年4月1日から適用し、改正後の第21条及び第22条の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(令和6年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和6年12月に支給する期末手当に関する第21条の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、同条第3項中「100分の70」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の60」とあるのは「100分の61.25」とする。

(令和6年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 3 令和6年12月に支給する勤勉手当に関する第22条の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、同条第3項中「100分の50」とあるのは「100分の51.25」と、「100分の60」とあるのは「100分の61.25」とする。

別表第1 一般職俸給表（第5条関係）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
1 0	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
1 1	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
1 2	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
1 3	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
1 4	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
1 5	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
1 6	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
1 7	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
1 8	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
1 9	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
2 0	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
2 1	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
2 2	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
2 3	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
2 4	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
2 5	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
2 6	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	
2 7	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	
2 8	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	
2 9	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	
3 0	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	
3 1	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	
3 2	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	
3 3	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	
3 4	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	

3 5	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100	530, 800
3 6	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700	531, 300
3 7	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200	532, 000
3 8	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800	532, 600
3 9	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400	533, 400
4 0	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000	534, 000
4 1	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500	534, 500
4 2	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000	
4 3	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400	
4 4	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700	
4 5	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000	
4 6	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000		
4 7	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400		
4 8	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100		
4 9	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600		
5 0	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000		
5 1	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400		
5 2	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800		
5 3	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200		
5 4	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600		
5 5	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000		
5 6	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300		
5 7	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600		
5 8	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000		
5 9	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300		
6 0	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600		
6 1	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900		
6 2	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800			
6 3	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100			
6 4	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400			
6 5	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600			
6 6	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900			
6 7	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200			
6 8	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500			
6 9	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700			
7 0	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000			
7 1	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300			
7 2	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500			
7 3	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700			
7 4	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000			
7 5	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300			

7 6	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500				
7 7	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700				
7 8	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000				
7 9	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300				
8 0	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500				
8 1	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700				
8 2	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000				
8 3	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300				
8 4	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500				
8 5	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700				
8 6	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500					
8 7	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800					
8 8	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000					
8 9	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200					
9 0	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500					
9 1	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800					
9 2	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000					
9 3	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200					
9 4		299,400	347,400							
9 5		299,700	347,800							
9 6		300,100	348,200							
9 7		300,300	348,400							
9 8		300,600	348,800							
9 9		301,000	349,200							
1 0 0		301,400	349,500							
1 0 1		301,600	349,800							
1 0 2		301,900	350,200							
1 0 3		302,200	350,600							
1 0 4		302,500	351,000							
1 0 5		302,700	351,500							
1 0 6		303,000	351,900							
1 0 7		303,300	352,300							
1 0 8		303,600	352,700							
1 0 9		303,800	353,200							
1 1 0		304,200	353,600							
1 1 1		304,600	353,900							
1 1 2		304,900	354,200							
1 1 3		305,100	354,700							
1 1 4		305,300								
1 1 5		305,600								
1 1 6		306,000								

1 1 7	306, 200								
1 1 8	306, 400								
1 1 9	306, 700								
1 2 0	307, 000								
1 2 1	307, 400								
1 2 2	307, 600								
1 2 3	307, 900								
1 2 4	308, 200								
1 2 5	308, 500								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、非常勤職員には適用しない。

別表第2 研究職俸給表（第5条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900	530,600
2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500	533,700
3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100	536,800
4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600	539,900
5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700	543,000
6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100	545,400
7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500	547,800
8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800	550,200
9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100	552,600
1 0	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500	554,300
1 1	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900	556,200
1 2	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200	558,100
1 3	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500	559,800
1 4	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200	561,100
1 5	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900	562,300
1 6	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600	563,300
1 7	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100	564,400
1 8	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600	565,100
1 9	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100	565,700
2 0	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500	566,300
2 1	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900	567,000
2 2	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500	
2 3	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100	
2 4	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400	
2 5	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600	
2 6	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900	
2 7	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400	
2 8	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800	
2 9	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300	
3 0	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800	
3 1	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300	
3 2	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700	
3 3	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000	
3 4	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400	

3 5	241, 700	303, 800	363, 300	402, 100	482, 800
3 6	243, 200	305, 200	364, 300	403, 800	485, 300
3 7	244, 700	306, 600	365, 200	405, 000	487, 700
3 8	246, 300	307, 500	366, 100	406, 400	490, 200
3 9	247, 900	308, 400	366, 900	407, 800	492, 600
4 0	249, 500	309, 300	367, 700	409, 100	495, 100
4 1	251, 100	310, 100	368, 400	410, 400	497, 400
4 2	252, 600	310, 600	369, 200	411, 700	499, 600
4 3	254, 100	311, 100	370, 000	413, 200	501, 800
4 4	255, 600	311, 600	370, 800	414, 700	504, 000
4 5	257, 100	312, 100	371, 600	415, 900	505, 600
4 6	258, 400	312, 600	372, 400	417, 100	507, 100
4 7	259, 600	313, 100	373, 200	418, 700	508, 700
4 8	260, 800	313, 600	374, 000	420, 200	510, 200
4 9	262, 000	314, 000	374, 800	421, 500	511, 900
5 0	263, 100	314, 500	376, 100	422, 900	513, 300
5 1	264, 200	315, 000	377, 400	424, 300	514, 700
5 2	265, 300	315, 500	378, 600	425, 700	516, 200
5 3	266, 400	315, 900	379, 300	427, 100	517, 300
5 4	267, 500	316, 400	380, 300	428, 500	518, 500
5 5	268, 500	316, 800	381, 100	429, 900	519, 700
5 6	269, 500	317, 200	381, 800	431, 300	520, 900
5 7	270, 500	317, 600	382, 500	432, 400	521, 800
5 8	271, 200	318, 000	383, 200	433, 700	522, 800
5 9	271, 800	318, 400	383, 900	435, 100	523, 800
6 0	272, 400	318, 800	384, 600	436, 400	524, 800
6 1	273, 000	319, 200	385, 200	437, 200	525, 900
6 2	273, 600	319, 800	385, 900	438, 000	526, 800
6 3	274, 200	320, 400	386, 700	438, 900	527, 500
6 4	274, 800	321, 000	387, 500	439, 800	528, 200
6 5	275, 400	321, 500	388, 100	440, 600	529, 000
6 6	276, 000	322, 100	388, 900	441, 400	529, 800
6 7	276, 600	322, 700	389, 600	442, 000	530, 600
6 8	277, 200	323, 300	390, 300	442, 800	531, 400
6 9	277, 800	323, 800	390, 900	443, 200	532, 100
7 0	278, 500	324, 400	391, 600	443, 800	532, 900
7 1	279, 200	325, 000	392, 300	444, 300	533, 700
7 2	279, 900	325, 600	393, 000	444, 800	534, 500
7 3	280, 500	326, 100	393, 700	445, 300	535, 200
7 4	281, 200	326, 800	394, 300		

7 5	281, 900	327, 500	394, 900		
7 6	282, 600	328, 200	395, 600		
7 7	283, 200	328, 900	396, 300		
7 8	283, 900	329, 600	396, 800		
7 9	284, 600	330, 300	397, 400		
8 0	285, 200	331, 000	398, 000		
8 1	285, 800	331, 700	398, 500		
8 2	286, 500	332, 500	399, 100		
8 3	287, 200	333, 200	399, 700		
8 4	287, 800	333, 800	400, 200		
8 5	288, 400	334, 300	400, 700		
8 6	289, 100	334, 800	401, 200		
8 7	289, 800	335, 200	401, 700		
8 8	290, 400	335, 600	402, 400		
8 9	291, 000	335, 900	402, 800		
9 0	291, 700	336, 400			
9 1	292, 400	336, 800			
9 2	293, 000	337, 200			
9 3	293, 600	337, 500			
9 4	294, 300	337, 900			
9 5	294, 900	338, 300			
9 6	295, 500	338, 700			
9 7	295, 800	339, 200			
9 8	296, 400	339, 700			
9 9	297, 000	340, 200			
1 0 0	297, 500	340, 700			
1 0 1	298, 000	341, 200			
1 0 2	298, 400	341, 700			
1 0 3	298, 800	342, 200			
1 0 4	299, 200	342, 700			
1 0 5	299, 600	343, 100			
1 0 6	300, 100	343, 500			
1 0 7	300, 600	344, 000			
1 0 8	300, 900	344, 400			
1 0 9	301, 100	344, 900			
1 1 0	301, 500	345, 300			
1 1 1	301, 800	345, 700			
1 1 2	302, 000	346, 100			
1 1 3	302, 300	346, 600			
1 1 4	302, 600	347, 000			

1 1 5	302,900	347,400				
1 1 6	303,200	347,800				
1 1 7	303,500	348,300				
1 1 8	303,800	348,700				
1 1 9	304,000	349,100				
1 2 0	304,300	349,500				
1 2 1	304,600	349,900				

備考 この表は、研究業務に従事する職員に適用する。

別表第3 医療・技術職俸給表（一）（第5条関係）

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
1	188,600	227,400	258,500
2	190,700	228,700	259,700
3	192,800	230,000	260,800
4	194,900	231,300	261,900
5	196,900	232,500	263,000
6	198,900	233,600	263,800
7	200,900	234,600	264,600
8	202,700	235,600	265,400
9	204,500	236,700	266,200
1 0	206,400	237,900	267,000
1 1	208,300	239,200	267,800
1 2	210,400	240,500	268,600
1 3	212,100	241,800	269,400
1 4	214,100	243,100	270,200
1 5	216,300	244,400	271,000
1 6	218,400	245,600	271,800
1 7	220,500	246,800	272,600
1 8	221,600	248,000	273,400
1 9	222,700	249,200	274,200
2 0	223,800	250,400	275,000
2 1	224,900	251,500	275,800
2 2	225,800	252,400	276,600
2 3	226,700	253,200	277,400
2 4	227,600	254,000	278,200
2 5	228,500	254,800	279,000
2 6	229,400	255,600	279,900
2 7	230,300	256,400	280,800
2 8	231,200	257,200	281,600
2 9	232,100	258,000	282,400
3 0	233,000	258,800	283,300
3 1	233,900	259,600	284,200
3 2	234,800	260,400	285,000
3 3	235,600	261,200	285,800
3 4	236,400	262,000	286,900

3 5	237, 200	262, 700	287, 900
3 6	238, 000	263, 500	288, 900
3 7	238, 800	264, 400	289, 900
3 8	239, 600	265, 200	291, 000
3 9	240, 400	266, 000	292, 000
4 0	241, 200	266, 800	293, 000
4 1	241, 800	267, 600	294, 000
4 2	242, 400	268, 400	295, 000
4 3	243, 000	269, 200	296, 000
4 4	243, 500	270, 000	297, 000
4 5	244, 000	270, 700	298, 000
4 6	244, 600	271, 500	299, 200
4 7	245, 100	272, 300	300, 300
4 8	245, 500	273, 100	301, 400
4 9	245, 900	273, 800	302, 500
5 0	246, 400	274, 600	303, 600
5 1	246, 900	275, 300	304, 700
5 2	247, 400	276, 000	305, 800
5 3	247, 700	276, 700	306, 900
5 4	248, 000	277, 400	308, 000
5 5	248, 300	278, 100	309, 100
5 6	248, 600	278, 800	310, 200
5 7	248, 900	279, 500	311, 200
5 8	249, 200	280, 200	312, 200
5 9	249, 500	280, 900	313, 200
6 0	249, 800	281, 500	314, 200
6 1	250, 100	282, 100	315, 200
6 2	250, 400	282, 800	316, 200
6 3	250, 700	283, 500	317, 200
6 4	251, 000	284, 100	318, 100
6 5	251, 300	284, 700	319, 000
6 6	251, 600	285, 400	319, 800
6 7	251, 900	286, 100	320, 500
6 8	252, 200	286, 700	321, 200
6 9	252, 500	287, 300	321, 800
7 0	252, 800	288, 000	322, 500
7 1	253, 100	288, 700	323, 100
7 2	253, 300	289, 300	323, 700
7 3	253, 500	289, 900	324, 300
7 4	253, 800	290, 400	324, 500
7 5	254, 100	290, 800	325, 000
7 6	254, 300	291, 200	325, 500

7 7	254, 500	291, 600	326, 100
7 8	254, 800	291, 900	326, 600
7 9	255, 100	292, 200	327, 100
8 0	255, 300	292, 500	327, 500
8 1	255, 500	292, 800	328, 100
8 2	255, 800	293, 100	328, 600
8 3	256, 100	293, 400	329, 000
8 4	256, 300	293, 700	329, 500
8 5	256, 500	293, 900	330, 000
8 6		294, 100	330, 400
8 7		294, 300	330, 600
8 8		294, 500	330, 900
8 9		294, 900	331, 300
9 0		295, 100	331, 700
9 1		295, 300	332, 000
9 2		295, 500	332, 300
9 3		295, 900	332, 600
9 4		296, 100	332, 800
9 5		296, 300	333, 200
9 6		296, 600	333, 500
9 7		296, 900	333, 700
9 8		297, 100	334, 000
9 9		297, 300	334, 300
1 0 0		297, 600	334, 600
1 0 1		297, 900	334, 800
1 0 2		298, 100	335, 100
1 0 3		298, 300	335, 400
1 0 4		298, 600	335, 600
1 0 5		298, 900	335, 800
1 0 6			336, 000
1 0 7			336, 400
1 0 8			336, 600
1 0 9			336, 800
1 1 0			337, 200
1 1 1			337, 600
1 1 2			338, 000
1 1 3			338, 200

備考 この表は、心理療法士その他の職員で別に定めるものに適用する。

別表第4 医療・技術職俸給表（二）（第5条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
1	207,700	240,600	277,600
2	209,600	242,800	278,700
3	211,400	245,000	279,800
4	213,100	247,200	280,800
5	214,800	249,400	281,800
6	216,700	250,400	282,300
7	218,500	251,300	282,800
8	220,200	252,200	283,300
9	221,900	253,100	283,800
1 0	223,900	254,300	284,300
1 1	225,800	255,400	284,800
1 2	227,700	256,300	285,300
1 3	229,600	257,100	285,800
1 4	231,600	257,800	286,300
1 5	233,600	258,500	286,800
1 6	235,600	259,400	287,300
1 7	237,600	260,500	287,800
1 8	239,600	261,600	288,300
1 9	241,700	262,700	288,800
2 0	243,700	263,800	289,300
2 1	245,600	264,900	289,800
2 2	246,800	266,000	290,300
2 3	248,000	267,100	290,800
2 4	249,100	268,200	291,300
2 5	250,200	269,200	291,800
2 6	251,100	270,300	292,300
2 7	252,000	271,400	292,800
2 8	252,900	272,400	293,300
2 9	253,700	273,400	293,800
3 0	254,500	274,100	294,400
3 1	255,200	274,800	295,200
3 2	255,900	275,500	296,000
3 3	256,700	276,200	296,700
3 4	257,500	276,800	297,500

3 5	258,300	277,300	298,300
3 6	259,000	277,800	299,100
3 7	259,700	278,300	299,800
3 8	260,600	278,900	300,600
3 9	261,500	279,400	301,400
4 0	262,300	279,900	302,100
4 1	263,100	280,300	302,900
4 2	264,000	280,800	303,700
4 3	264,800	281,300	304,500
4 4	265,600	281,800	305,300
4 5	266,400	282,300	306,000
4 6	267,100	282,800	307,000
4 7	267,800	283,300	308,000
4 8	268,400	283,800	308,900
4 9	269,000	284,300	309,800
5 0	269,500	284,800	310,800
5 1	270,000	285,300	311,800
5 2	270,400	285,800	312,700
5 3	270,800	286,300	313,600
5 4	271,300	286,800	314,600
5 5	271,800	287,300	315,600
5 6	272,200	287,800	316,600
5 7	272,600	288,300	317,400
5 8	273,000	289,100	318,400
5 9	273,400	289,900	319,400
6 0	273,800	290,600	320,300
6 1	274,200	291,300	321,200
6 2	274,600	292,200	322,200
6 3	275,000	293,100	323,200
6 4	275,400	293,900	324,100
6 5	275,800	294,700	325,000
6 6	276,200	295,600	326,200
6 7	276,600	296,400	327,400
6 8	277,000	297,200	328,600
6 9	277,400	298,000	329,300
7 0	277,900	298,900	330,400
7 1	278,400	299,800	331,500
7 2	278,800	300,700	332,400
7 3	279,200	301,600	333,500
7 4	279,800	302,500	334,200

7 5	280,400	303,400	335,300
7 6	280,900	304,300	336,400
7 7	281,400	305,100	337,500
7 8	282,000	306,100	338,700
7 9	282,600	307,100	339,800
8 0	283,100	308,000	340,900
8 1	283,600	308,500	342,000
8 2	284,100	309,400	343,100
8 3	284,600	310,300	344,100
8 4	285,100	311,100	345,200
8 5	285,600	311,900	346,100
8 6	286,100	312,900	347,100
8 7	286,600	313,900	348,000
8 8	287,100	314,900	349,000
8 9	287,600	315,800	349,900
9 0	288,100	316,900	350,700
9 1	288,600	317,900	351,500
9 2	289,100	318,900	352,300
9 3	289,600	319,700	352,900
9 4	290,200	320,400	353,500
9 5	290,800	321,100	354,100
9 6	291,400	321,700	354,700
9 7	292,000	322,200	355,100
9 8	292,500	322,500	355,500
9 9	293,000	323,100	356,000
1 0 0	293,500	323,700	356,400
1 0 1	294,000	324,100	356,900
1 0 2	294,500	324,700	357,300
1 0 3	295,000	325,300	357,800
1 0 4	295,400	325,800	358,200
1 0 5	295,800	326,200	358,500
1 0 6	296,300	326,700	359,000
1 0 7	296,800	327,200	359,400
1 0 8	297,100	327,700	359,700
1 0 9	297,300	328,100	360,100
1 1 0	297,600	328,500	360,600
1 1 1	297,800	328,800	361,100
1 1 2	298,100	329,100	361,600
1 1 3	298,400	329,400	362,100
1 1 4	298,600	329,800	362,600

1 1 5	298,900	330,100	363,100
1 1 6	299,100	330,400	363,500
1 1 7	299,400	330,600	363,900
1 1 8	299,700	330,900	364,300
1 1 9	300,000	331,200	364,800
1 2 0	300,300	331,400	365,300
1 2 1	300,600	331,600	365,700
1 2 2	301,000	331,900	366,200
1 2 3	301,300	332,200	366,700
1 2 4	301,600	332,500	367,200
1 2 5	301,800	332,700	367,500
1 2 6	302,000	333,000	
1 2 7	302,300	333,400	
1 2 8	302,700	333,600	
1 2 9	302,900	333,800	
1 3 0	303,200	334,000	
1 3 1	303,600	334,400	
1 3 2	304,000	334,600	
1 3 3	304,200	334,900	
1 3 4	304,500	335,300	
1 3 5	304,800	335,700	
1 3 6	305,100	336,100	
1 3 7	305,300	336,400	
1 3 8	305,600	336,800	
1 3 9	305,900	337,200	
1 4 0	306,200	337,600	
1 4 1	306,400	337,900	
1 4 2	306,800	338,300	
1 4 3	307,200	338,600	
1 4 4	307,500	339,000	
1 4 5	307,700	339,300	
1 4 6	307,900	339,700	
1 4 7	308,200	340,100	
1 4 8	308,600	340,500	
1 4 9	308,800	340,800	
1 5 0	309,000	341,200	
1 5 1	309,300	341,600	
1 5 2	309,600	342,000	
1 5 3	310,000	342,300	
1 5 4	310,200		

1 5 5	310,400		
1 5 6	310,700		
1 5 7	311,000		
1 5 8	311,300		
1 5 9	311,600		
1 6 0	311,900		
1 6 1	312,300		
1 6 2	312,600		
1 6 3	312,900		
1 6 4	313,200		
1 6 5	313,600		
1 6 6	313,900		
1 6 7	314,200		
1 6 8	314,500		
1 6 9	314,900		

備考 この表は、看護師、准看護師に適用する。

別表第5（第11条第2項関係）

一般職俸給表

職務の級	区分	管理職手当の額
9級	I種	104,200円
8級	I種	94,000円
	II種	82,200円
7級	I種	88,500円
	II種	77,400円
	III種	66,400円
6級	II種	72,700円
	III種	62,300円
5級	II種	69,400円
	III種	59,500円
4級	III種	55,500円
	IV種	46,300円

※10級については別に定める。

研究職俸給表

職務の級	区分	管理職手当の額
5級	I種	103,400円
	II種	90,500円
	III種	77,600円
4級	II種	78,400円
	III種	67,200円
3級	III種	60,900円

※6級については別に定める。

別表第5の2（第12条関係）

支給地域	支給割合
神奈川県横須賀市	100分の10
広島県東広島市	100分の3

別表第6（第21条第2項関係）

第21条第2項の「別表第6に定める職員」の加算率

①一般職俸給表適用職員

職務の級の区分	加算割合
職務の級8級以上の職員	100分の20
職務の級7級及び6級の職員	100分の15
職務の級5級及び4級の職員	100分の10
職務の級3級の職員	100分の5

②研究職俸給表適用職員

職務の級の区分	加算割合
職務の級6級の職員	100分の20
職務の級5級の職員	100分の15 (別に定める職員にあっては、 100分の20)
職務の級4級及び3級の職員	100分の10
職務の級2級の職員（別に定める職員に限る。）	100分の5

③医療・技術職俸給表（一）適用職員

職務の級の区分	加算割合
職務の級3級及び2級の職員（別に定める職員に限る。）	100分の5

④医療・技術職俸給表（二）適用職員

職務の級の区分	加算割合
職務の級3級及び2級の職員（別に定める職員に限る。）	100分の5

別表第 7（第 2 1 条第 2 項関係）

第 2 1 条第 2 項の「別表第 7 に定める職員」の加算率

①一般職俸給表適用職員

職員の区分		加算割合
第 1 1 条第 1 項第 1 号の職員	職務の級 7 級以上	1 0 0 分の 1 5
第 1 1 条第 1 項第 2 号の職員		1 0 0 分の 1 0

②研究職俸給表適用職員

職員の区分		加算割合
第 1 1 条第 1 項第 1 号の職員	職務の級 5 級以上	1 0 0 分の 1 5
第 1 1 条第 1 項第 2 号の職員		1 0 0 分の 1 0

別表第 8（第 2 1 条関係）

在職期間別支給割合

基準日現在の在職期間	割合
6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
3 箇月以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月未満	1 0 0 分の 3 0

附則別表第 1

職務の級の切替表（附則第 3 項関係）

俸 給 表	旧 級	新 級
一般職俸給表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
		10 級
研究職俸給表	5 級	5 級
		6 級

附則別表第 2（附則第 4 項関係）

イ 一般職俸給表の適用を受ける職員の新号俸表(旧級が 11 級である職員を除く)

旧号俸	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	3 月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3 月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3 月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3 月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3 月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2

7	6 月以上 9 月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3 月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3 月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3 月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3 月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12 月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3 月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3 月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3 月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32

	12 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3 月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3 月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3 月以上 6 月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6 月以上 9 月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9 月以上 12 月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3 月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9 月以上 12 月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12 月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3 月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6 月以上 9 月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9 月以上 12 月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3 月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3 月以上 6 月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6 月以上 9 月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9 月以上 12 月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12 月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3 月未満			77	62	81	69	65	61		
	3 月以上 6 月未満			78	62	82	70	66	62		
	6 月以上 9 月未満			79	63	83	71	67	63		
	9 月以上 12 月未満			80	63	84	72	68	64		
	12 月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3 月未満			81	63	85	73	69	65		
	3 月以上 6 月未満			82	64	86	74	70	66		
	6 月以上 9 月未満			83	64	87	75	71	67		
	9 月以上 12 月未満			84	64	88	76	72	68		
	12 月以上			85	65	89	77	73	69		
	3 月未満			85	65	89	77	73			

22	3 月以上 6 月未満			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未満			87	66	91	79	75			
	9 月以上 12 月未満			88	66	92	80	76			
	12 月以上			89	67	93	81	77			
23	3 月未満			89	67	93	81				
	3 月以上 6 月未満			90	67	94	82				
	6 月以上 9 月未満			91	68	95	83				
	9 月以上 12 月未満			92	68	96	84				
	12 月以上			93	69	97	85				
24	3 月未満			93	69	97	85				
	3 月以上 6 月未満			94	70	98	86				
	6 月以上 9 月未満			95	71	99	87				
	9 月以上 12 月未満			96	72	100	88				
	12 月以上			97	73	101	89				
25	3 月未満			97	73	101					
	3 月以上 6 月未満			98	73	102					
	6 月以上 9 月未満			99	74	103					
	9 月以上 12 月未満			100	74	104					
	12 月以上			101	75	105					
26	3 月未満			101	75	105					
	3 月以上 6 月未満			102	75	106					
	6 月以上 9 月未満			103	76	107					
	9 月以上 12 月未満			104	76	108					
	12 月以上			105	77	109					
27	3 月未満			105	77						
	3 月以上 6 月未満			106	78						
	6 月以上 9 月未満			107	79						
	9 月以上 12 月未満			108	80						
	12 月以上			109	81						
28	3 月未満			109	81						
	3 月以上 6 月未満			110	82						
	6 月以上 9 月未満			111	83						
	9 月以上 12 月未満			112	84						
	12 月以上			113	85						
29	3 月未満			113							
	3 月以上 6 月未満			114							
	6 月以上 9 月未満			115							

	9 月以上 12 月未満			116							
	12 月以上			117							
30	3 月未満			117							
	3 月以上 6 月未満			118							
	6 月以上 9 月未満			119							
	9 月以上 12 月未満			120							
	12 月以上			121							
31	3 月未満			121							
	3 月以上 6 月未満			122							
	6 月以上 9 月未満			123							
	9 月以上 12 月未満			124							
	12 月以上			125							
32	3 月未満			125							
	3 月以上 6 月未満			125							
	6 月以上 9 月未満			125							
	9 月以上 12 月未満			125							
	12 月以上			125							

ロ 研究職俸給表の適用を受ける職員の新号俸表（旧級が５級である職員を除く）

旧号俸	旧級 経過期間	１級	２級	３級	４級
１	３月未満			１	１
	３月以上 ６月未満			１	１
	６月以上 ９月未満			１	１
	９月以上 １２月未満			１	１
	１２月以上			１	１
２	３月未満	１	１	１	１
	３月以上 ６月未満	２	２	１	１
	６月以上 ９月未満	３	３	１	１
	９月以上 １２月未満	４	４	１	１
	１２月以上	５	５	１	１
３	３月未満	５	５	１	１
	３月以上 ６月未満	６	６	２	１
	６月以上 ９月未満	７	７	３	１
	９月以上 １２月未満	８	８	４	１
	１２月以上	９	９	５	１
４	３月未満	９	９	５	１
	３月以上 ６月未満	１０	１０	６	１
	６月以上 ９月未満	１１	１１	７	１
	９月以上 １２月未満	１２	１２	８	１
	１２月以上	１３	１３	９	１
５	３月未満	１３	１３	９	１
	３月以上 ６月未満	１４	１４	１０	２
	６月以上 ９月未満	１５	１５	１１	３
	９月以上 １２月未満	１６	１６	１２	４
	１２月以上	１７	１７	１３	５
６	３月未満	１７	１７	１３	５
	３月以上 ６月未満	１８	１８	１４	６
	６月以上 ９月未満	１９	１９	１５	７
	９月以上 １２月未満	２０	２０	１６	８
	１２月以上	２１	２１	１７	９
７	３月未満	２１	２１	１７	９
	３月以上 ６月未満	２２	２２	１８	１０
	６月以上 ９月未満	２３	２３	１９	１１

	9 月以上 12 月未満	24	24	20	12
	12 月以上	25	25	21	13
8	3 月未満	25	25	21	13
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	14
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	15
	9 月以上 12 月未満	28	28	24	16
	12 月以上	29	29	25	17
9	3 月未満	29	29	25	17
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	18
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	19
	9 月以上 12 月未満	32	32	28	20
	12 月以上	33	33	29	21
10	3 月未満	33	33	29	21
	3 月以上 6 月未満	34	34	30	22
	6 月以上 9 月未満	35	35	31	23
	9 月以上 12 月未満	36	36	32	24
	12 月以上	37	37	33	25
11	3 月未満	37	37	33	25
	3 月以上 6 月未満	38	38	34	26
	6 月以上 9 月未満	39	39	35	27
	9 月以上 12 月未満	40	40	36	28
	12 月以上	41	41	37	29
12	3 月未満	41	41	37	29
	3 月以上 6 月未満	42	42	38	30
	6 月以上 9 月未満	43	43	39	31
	9 月以上 12 月未満	44	44	40	32
	12 月以上	45	45	41	33
13	3 月未満	45	45	41	33
	3 月以上 6 月未満	46	46	42	34
	6 月以上 9 月未満	47	47	43	35
	9 月以上 12 月未満	48	48	44	36
	12 月以上	49	49	45	37
14	3 月未満	49	49	45	37
	3 月以上 6 月未満	50	50	46	38
	6 月以上 9 月未満	51	51	47	39
	9 月以上 12 月未満	52	52	48	40
	12 月以上	53	53	49	41

15	3 月未滿	53	53	49	41
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	42
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	43
	9 月以上 12 月未滿	56	56	52	44
	12 月以上	57	57	53	45
16	3 月未滿	57	57	53	45
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	46
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	47
	9 月以上 12 月未滿	60	60	56	48
	12 月以上	61	61	57	49
17	3 月未滿	61	61	57	49
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	50
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	51
	9 月以上 12 月未滿	64	64	60	52
	12 月以上	65	65	61	53
18	3 月未滿	65	65	61	53
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62	54
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63	55
	9 月以上 12 月未滿	68	68	64	56
	12 月以上	69	69	65	57
19	3 月未滿	69	69	65	57
	3 月以上 6 月未滿	70	70	66	58
	6 月以上 9 月未滿	71	71	67	59
	9 月以上 12 月未滿	72	72	68	60
	12 月以上	73	73	69	61
20	3 月未滿	73	73	69	61
	3 月以上 6 月未滿	74	74	70	62
	6 月以上 9 月未滿	75	75	71	63
	9 月以上 12 月未滿	76	76	72	64
	12 月以上	77	77	73	65
21	3 月未滿	77	77	73	65
	3 月以上 6 月未滿	78	78	74	66
	6 月以上 9 月未滿	79	79	75	67
	9 月以上 12 月未滿	80	80	76	68
	12 月以上	81	81	77	69
	3 月未滿	81	81	77	69
	3 月以上 6 月未滿	82	82	78	70

22	6 月以上 9 月未満	83	83	79	71
	9 月以上 12 月未満	84	84	80	72
	12 月以上	85	85	81	73
23	3 月未満	85	85	81	73
	3 月以上 6 月未満	86	86	82	73
	6 月以上 9 月未満	87	87	83	73
	9 月以上 12 月未満	88	88	84	73
	12 月以上	89	89	85	73
24	3 月未満	89	89	85	
	3 月以上 6 月未満	90	90	86	
	6 月以上 9 月未満	91	91	87	
	9 月以上 12 月未満	92	92	88	
	12 月以上	93	93	89	
25	3 月未満	93	93	89	
	3 月以上 6 月未満	94	94	89	
	6 月以上 9 月未満	95	95	89	
	9 月以上 12 月未満	96	96	89	
	12 月以上	97	97	89	
26	3 月未満	97	97		
	3 月以上 6 月未満	98	98		
	6 月以上 9 月未満	99	99		
	9 月以上 12 月未満	100	100		
	12 月以上	101	101		
27	3 月未満	101	101		
	3 月以上 6 月未満	102	102		
	6 月以上 9 月未満	103	103		
	9 月以上 12 月未満	104	104		
	12 月以上	105	105		
28	3 月未満	105	105		
	3 月以上 6 月未満	106	106		
	6 月以上 9 月未満	107	107		
	9 月以上 12 月未満	108	108		
	12 月以上	109	109		
29	3 月未満	109	109		
	3 月以上 6 月未満	110	110		
	6 月以上 9 月未満	111	111		
	9 月以上 12 月未満	112	112		

	12 月以上	113	113		
30	3 月未滿	113			
	3 月以上 6 月未滿	114			
	6 月以上 9 月未滿	115			
	9 月以上 12 月未滿	116			
	12 月以上	117			
31	3 月未滿	117			
	3 月以上 6 月未滿	118			
	6 月以上 9 月未滿	119			
	9 月以上 12 月未滿	120			
	12 月以上	121			
32	3 月未滿	121			
	3 月以上 6 月未滿	121			
	6 月以上 9 月未滿	121			
	9 月以上 12 月未滿	121			
	12 月以上	121			

ハ 医療・技術職（一）俸給表の適用を受ける職員の新号俸表

旧号俸	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	3 月未満			1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1	1	1	1	1
	12 月以上			1	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3 月未満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	8	4	1	1	1
	12 月以上	13	13	13	9	5	1	1	1
5	3 月未満	13	13	13	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	17	17	13	9	5	1	1
6	3 月未満	17	17	17	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	21	21	17	13	9	5	1
7	3 月未満	21	21	21	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	19	15	11	7	3

	9 月以上 12 月未満	24	24	24	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	25	25	21	17	13	9	5
8	3 月未満	25	25	25	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未満	28	28	28	24	20	16	12	8
	12 月以上	29	29	29	25	21	17	13	9
9	3 月未満	29	29	29	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	30	30	30	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	31	31	31	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未満	32	32	32	28	24	20	16	12
	12 月以上	33	33	33	29	25	21	17	13
10	3 月未満	33	33	33	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	34	34	34	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	35	35	35	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未満	36	36	36	32	28	24	20	16
	12 月以上	37	37	37	33	29	25	21	17
11	3 月未満	37	37	37	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	35	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未満	40	40	40	36	32	28	24	20
	12 月以上	41	41	41	37	33	29	25	21
12	3 月未満	41	41	41	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	43	43	43	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未満	44	44	44	40	36	32	28	24
	12 月以上	45	45	45	41	37	33	29	25
13	3 月未満	45	45	45	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	46	46	46	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	47	47	47	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未満	48	48	48	44	40	36	32	28
	12 月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
14	3 月未満	49	49	49	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	50	50	50	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	51	51	51	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未満	52	52	52	48	44	40	36	32
	12 月以上	53	53	53	49	45	41	37	33

15	3 月未満	53	53	53	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	54	54	54	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	55	55	55	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未満	56	56	56	52	48	44	40	36
	12 月以上	57	57	57	53	49	45	41	37
16	3 月未満	57	57	57	53	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未満	58	58	58	54	50	46	42	37
	6 月以上 9 月未満	59	59	59	55	51	47	43	37
	9 月以上 12 月未満	60	60	60	56	52	48	44	37
	12 月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
17	3 月未満	61	61	61	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未満	62	62	62	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未満	63	63	63	59	55	51	47	
	9 月以上 12 月未満	64	64	64	60	56	52	48	
	12 月以上	65	65	65	61	57	53	49	
18	3 月未満	65	65	65	61	57	53		
	3 月以上 6 月未満	66	66	66	62	58	54		
	6 月以上 9 月未満	67	67	67	63	59	55		
	9 月以上 12 月未満	68	68	68	64	60	56		
	12 月以上	69	69	69	65	61	57		
19	3 月未満	69	69	69	65	61	57		
	3 月以上 6 月未満	70	70	70	66	62	58		
	6 月以上 9 月未満	71	71	71	67	63	59		
	9 月以上 12 月未満	72	72	72	68	64	60		
	12 月以上	73	73	73	69	65	61		
20	3 月未満	73	73	73	69	65	61		
	3 月以上 6 月未満	74	74	74	70	66	62		
	6 月以上 9 月未満	75	75	75	71	67	63		
	9 月以上 12 月未満	76	76	76	72	68	64		
	12 月以上	77	77	77	73	69	65		
21	3 月未満	77	77	77	73	69			
	3 月以上 6 月未満	78	78	78	74	70			
	6 月以上 9 月未満	79	79	79	75	71			
	9 月以上 12 月未満	80	80	80	76	72			
	12 月以上	81	81	81	77	73			
	3 月未満	81	81	81	77	73			
	3 月以上 6 月未満	82	82	82	78	74			

22	6 月以上 9 月未満	83	83	83	79	75			
	9 月以上 12 月未満	84	84	84	80	76			
	12 月以上	85	85	85	81	77			
23	3 月未満	85	85	85	81	77			
	3 月以上 6 月未満	85	86	86	82	78			
	6 月以上 9 月未満	85	87	87	83	79			
	9 月以上 12 月未満	85	88	88	84	80			
	12 月以上	85	89	89	85	81			
24	3 月未満		89	89	85				
	3 月以上 6 月未満		90	90	86				
	6 月以上 9 月未満		91	91	87				
	9 月以上 12 月未満		92	92	88				
	12 月以上		93	93	89				
25	3 月未満		93	93	89				
	3 月以上 6 月未満		94	94	90				
	6 月以上 9 月未満		95	95	91				
	9 月以上 12 月未満		96	96	92				
	12 月以上		97	97	93				
26	3 月未満		97	97	93				
	3 月以上 6 月未満		98	98	94				
	6 月以上 9 月未満		99	99	95				
	9 月以上 12 月未満		100	100	96				
	12 月以上		101	101	97				
27	3 月未満		101	101	97				
	3 月以上 6 月未満		102	102	98				
	6 月以上 9 月未満		103	103	99				
	9 月以上 12 月未満		104	104	100				
	12 月以上		105	105	101				
28	3 月未満		105	105					
	3 月以上 6 月未満		105	106					
	6 月以上 9 月未満		105	107					
	9 月以上 12 月未満		105	108					
	12 月以上		105	109					
29	3 月未満			109					
	3 月以上 6 月未満			110					
	6 月以上 9 月未満			111					
	9 月以上 12 月未満			112					

	12 月以上			113					
30	3 月未滿			113					
	3 月以上 6 月未滿			113					
	6 月以上 9 月未滿			113					
	9 月以上 12 月未滿			113					
	12 月以上			113					

二 医療・技術職（二）俸給表の適用を受ける職員の新号俸表

旧号俸	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3 月未満			1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1	1	1	1
	12 月以上			1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12 月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3 月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12 月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3 月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12 月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3 月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12 月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3 月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12 月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3 月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	19	15	11	7

	9 月以上 12 月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12 月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3 月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12 月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3 月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3 月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12 月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3 月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12 月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3 月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12 月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3 月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12 月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3 月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12 月以上	53	53	53	49	45	41	37

15	3 月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未満	54	54	54	50	46	42	38
	6 月以上 9 月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9 月以上 12 月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12 月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3 月未満	57	57	57	53	49	45	41
	3 月以上 6 月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6 月以上 9 月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9 月以上 12 月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12 月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3 月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3 月以上 6 月未満	62	62	62	58	54	50	46
	6 月以上 9 月未満	63	63	63	59	55	51	47
	9 月以上 12 月未満	64	64	64	60	56	52	48
	12 月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3 月未満	65	65	65	61	57	53	49
	3 月以上 6 月未満	66	66	66	62	58	54	50
	6 月以上 9 月未満	67	67	67	63	59	55	51
	9 月以上 12 月未満	68	68	68	64	60	56	52
	12 月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3 月未満	69	69	69	65	61	57	53
	3 月以上 6 月未満	70	70	70	66	62	58	54
	6 月以上 9 月未満	71	71	71	67	63	59	55
	9 月以上 12 月未満	72	72	72	68	64	60	56
	12 月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3 月未満	73	73	73	69	65	61	57
	3 月以上 6 月未満	74	74	74	70	66	62	
	6 月以上 9 月未満	75	75	75	71	67	63	
	9 月以上 12 月未満	76	76	76	72	68	64	
	12 月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3 月未満	77	77	77	73	69	65	
	3 月以上 6 月未満	78	78	78	74	70	66	
	6 月以上 9 月未満	79	79	79	75	71	67	
	9 月以上 12 月未満	80	80	80	76	72	68	
	12 月以上	81	81	81	77	73	69	
	3 月未満	81	81	81	77	73	69	
	3 月以上 6 月未満	82	82	82	78	74	69	

22	6 月以上 9 月未満	83	83	83	79	75	69	
	9 月以上 12 月未満	84	84	84	80	76	69	
	12 月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3 月未満	85	85	85	81	77		
	3 月以上 6 月未満	86	86	86	82	78		
	6 月以上 9 月未満	87	87	87	83	79		
	9 月以上 12 月未満	88	88	88	84	80		
	12 月以上	89	89	89	85	81		
24	3 月未満	89	89	89	85	81		
	3 月以上 6 月未満	90	90	90	86	82		
	6 月以上 9 月未満	91	91	91	87	83		
	9 月以上 12 月未満	92	92	92	88	84		
	12 月以上	93	93	93	89	85		
25	3 月未満	93	93	93	89			
	3 月以上 6 月未満	94	94	94	90			
	6 月以上 9 月未満	95	95	95	91			
	9 月以上 12 月未満	96	96	96	92			
	12 月以上	97	97	97	93			
26	3 月未満	97	97	97	93			
	3 月以上 6 月未満	98	98	98	94			
	6 月以上 9 月未満	99	99	99	95			
	9 月以上 12 月未満	100	100	100	96			
	12 月以上	101	101	101	97			
27	3 月未満	101	101	101	97			
	3 月以上 6 月未満	102	102	102	98			
	6 月以上 9 月未満	103	103	103	99			
	9 月以上 12 月未満	104	104	104	100			
	12 月以上	105	105	105	101			
28	3 月未満	105	105	105	101			
	3 月以上 6 月未満	106	106	106	102			
	6 月以上 9 月未満	107	107	107	103			
	9 月以上 12 月未満	108	108	108	104			
	12 月以上	109	109	109	105			
29	3 月未満	109	109	109				
	3 月以上 6 月未満	110	110	110				
	6 月以上 9 月未満	111	111	111				
	9 月以上 12 月未満	112	112	112				

	12 月以上	113	113	113				
30	3 月未滿	113	113	113				
	3 月以上 6 月未滿	114	114	114				
	6 月以上 9 月未滿	115	115	115				
	9 月以上 12 月未滿	116	116	116				
	12 月以上	117	117	117				
31	3 月未滿	117	117	117				
	3 月以上 6 月未滿	118	118	118				
	6 月以上 9 月未滿	119	119	119				
	9 月以上 12 月未滿	120	120	120				
	12 月以上	121	121	121				
32	3 月未滿	121	121					
	3 月以上 6 月未滿	122	122					
	6 月以上 9 月未滿	123	123					
	9 月以上 12 月未滿	124	124					
	12 月以上	125	125					
33	3 月未滿	125	125					
	3 月以上 6 月未滿	126	126					
	6 月以上 9 月未滿	127	127					
	9 月以上 12 月未滿	128	128					
	12 月以上	129	129					
34	3 月未滿	129	129					
	3 月以上 6 月未滿	130	130					
	6 月以上 9 月未滿	131	131					
	9 月以上 12 月未滿	132	132					
	12 月以上	133	133					
35	3 月未滿	133	133					
	3 月以上 6 月未滿	134	134					
	6 月以上 9 月未滿	135	135					
	9 月以上 12 月未滿	136	136					
	12 月以上	137	137					
36	3 月未滿	137	137					
	3 月以上 6 月未滿	138	138					
	6 月以上 9 月未滿	139	139					
	9 月以上 12 月未滿	140	140					
	12 月以上	141	141					
	3 月未滿	141	141					

37	3 月以上 6 月未満	142	142					
	6 月以上 9 月未満	143	143					
	9 月以上 12 月未満	144	144					
	12 月以上	145	145					
38	3 月未満	145	145					
	3 月以上 6 月未満	146	146					
	6 月以上 9 月未満	147	147					
	9 月以上 12 月未満	148	148					
	12 月以上	149	149					
39	3 月未満	149						
	3 月以上 6 月未満	150						
	6 月以上 9 月未満	151						
	9 月以上 12 月未満	152						
	12 月以上	153						
40	3 月未満	153						
	3 月以上 6 月未満	154						
	6 月以上 9 月未満	155						
	9 月以上 12 月未満	156						
	12 月以上	157						
41	3 月未満	157						
	3 月以上 6 月未満	158						
	6 月以上 9 月未満	159						
	9 月以上 12 月未満	160						
	12 月以上	161						

附則別表第 3（附則第 4 項関係）

イ 旧級が一般職俸給表の 11 級である職員の新号俸表

旧号俸	旧級 経過期間	9 級	10 級
1	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
2	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
3	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
4	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
5	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
6	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1

7	6 月以上 9 月未満	3	1
	9 月以上 12 月未満	4	1
	12 月以上	5	1
8	3 月未満	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	1
	9 月以上 12 月未満	8	1
	12 月以上	9	1
9	3 月未満	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	1
	6 月以上 9 月未満	11	1
	9 月以上 12 月未満	12	1
	12 月以上	13	1
10	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上 12 月未満	16	1
	12 月以上	17	1
11	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上 12 月未満	20	1
	12 月以上	21	1
12	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	2
	6 月以上 9 月未満	23	3
	9 月以上 12 月未満	24	4
	12 月以上	25	5
13	3 月未満	25	5
	3 月以上 6 月未満	26	6
	6 月以上 9 月未満	27	7
	9 月以上 12 月未満	28	8
	12 月以上	29	9
14	3 月未満	29	9
	3 月以上 6 月未満	30	10
	6 月以上 9 月未満	31	11
	9 月以上 12 月未満	32	12

	12 月以上	33	13
15	3 月未滿	33	13
	3 月以上 6 月未滿	34	13
	6 月以上 9 月未滿	35	13
	9 月以上 12 月未滿	36	14
	12 月以上	37	14

ロ 旧級が研究職俸給表の5級である職員の新号俸表

旧号俸	旧級 経過期間	5 級	6 級
1	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
2	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
3	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
4	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
5	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
6	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	1
	12 月以上	1	1
7	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	1

	9 月以上 12 月未満	4	1
	12 月以上	5	1
8	3 月未満	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	1
	9 月以上 12 月未満	8	1
	12 月以上	9	1
9	3 月未満	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	1
	6 月以上 9 月未満	11	1
	9 月以上 12 月未満	12	1
	12 月以上	13	1
10	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上 12 月未満	16	1
	12 月以上	17	1
11	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上 12 月未満	20	1
	12 月以上	21	1
12	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	1
	6 月以上 9 月未満	23	1
	9 月以上 12 月未満	24	1
	12 月以上	25	1
13	3 月未満	25	1
	3 月以上 6 月未満	26	1
	6 月以上 9 月未満	27	1
	9 月以上 12 月未満	28	1
	12 月以上	29	1
14	3 月未満	29	1
	3 月以上 6 月未満	30	1
	6 月以上 9 月未満	31	1
	9 月以上 12 月未満	32	1
	12 月以上	33	1

15	3 月未満	33	1
	3 月以上 6 月未満	34	1
	6 月以上 9 月未満	35	1
	9 月以上 12 月未満	36	1
	12 月以上	37	1
16	3 月未満	37	1
	3 月以上 6 月未満	38	1
	6 月以上 9 月未満	39	1
	9 月以上 12 月未満	40	1
	12 月以上	41	1
17	3 月未満	41	1
	3 月以上 6 月未満	42	1
	6 月以上 9 月未満	43	1
	9 月以上 12 月未満	44	1
	12 月以上	45	1
18	3 月未満	45	1
	3 月以上 6 月未満	46	1
	6 月以上 9 月未満	47	1
	9 月以上 12 月未満	48	1
	12 月以上	49	1
19	3 月未満	49	1
	3 月以上 6 月未満	50	1
	6 月以上 9 月未満	51	1
	9 月以上 12 月未満	52	1
	12 月以上	53	1
20	3 月未満	53	1
	3 月以上 6 月未満	54	2
	6 月以上 9 月未満	55	3
	9 月以上 12 月未満	56	4
	12 月以上	57	5
21	3 月未満	57	5
	3 月以上 6 月未満	58	6
	6 月以上 9 月未満	59	7
	9 月以上 12 月未満	60	8
	12 月以上	61	9
	3 月未満	61	9
	3 月以上 6 月未満	62	9

22	6 月以上 9 月未満	63	10
	9 月以上 12 月未満	64	10
	12 月以上	65	11
23	3 月未満	65	11
	3 月以上 6 月未満	66	11
	6 月以上 9 月未満	67	12
	9 月以上 12 月未満	68	12
	12 月以上	69	13